

定 款

2022年6月29日改定

水道機工株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、水道機工株式会社と称し英文では、SUIDO KIKO KAISHA, LTD. とする。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道施設および環境保全・衛生施設の設計・施工・監理
2. 水処理用機器類および計量器類の設計・製造・据付ならびに販売
3. 冷暖房装置および空調設備の設計・施工・監理
4. さく井および試錐ならびにこれらに伴う設計・施工・監理
5. 建設業法に定められた各種建設工事の設計・施工・監理
6. 建築士法に定められた各種建築物の設計・工事監理
7. 各種ポンプおよび弁類の製造・販売
8. 工業薬品および化学薬品の製造・販売
9. 水質の検査・分析
10. 前各号に関連するコンサルタント業務および設備装置の運転・保守・管理業務
11. 土木建設資材、農園芸資材の製造・販売
12. 不動産の賃貸
13. 労働者派遣事業
14. 前各号に附帯する事業および関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単 元 株 式 数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人および株式取扱規定)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
4. 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。

(基準日)

第11条 当社の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。

2. 本定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とみなすことができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に取締役社長が招集する。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故あるときは、第12条の規定を準用する。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決 議 の 方 法)

第15条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。ただし、法令の定めによるべき場合、または本定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

2. 取締役社長は、当社を代表する。取締役会はその決議によって、取締役社長に加え、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この時期を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第24条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役の報酬等)

第25条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規則)

第27条 取締役会の運営に関する規定は、別にこれを定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

2. 監査等委員会の招集通知は、会日の7日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第29条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第30条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第34条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第35条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第112回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 現行第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。